

検討課題に係る質疑応答の整理（道路資産評価・会計基準検討会）

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
総論	1.会計の目的(財務報告の目的)	(1)会計基準設定の対象	(意見) 現行の日本の会計基準だけでなく、類似事例、 国際的会計基準の動向をしんしゃくする ということ。道路事業以外のものについてのディスクロージャーのあり方も検討ということだが、樋谷委員があっしゃった 特殊性 というか、 合目的性 というか、この辺も考えなければならない。ともかくこのスキームは国際的に見ても、ジャイアントであり、国際会計基準のほうで想定しているものとは比べものにならないぐらい大きいものだということがわかつたわけで、道路公団に関しては、ある意味で特殊性というものを勘案しなければならないと思う。一応（資料4の）2ページのところの留意事項に特殊性というものを根本方針として入れたいと思う（黒川委員長）。	【第2回】 (H16.3.2)

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	1.評価の対象となる資産	(検討の進め方)	<p>Q 資産評価の手法も多分何を目的に評価するかで、例えば（機構に）移す前、それを移した後どう取り扱うか。機構と会社のほうの基本的な枠組みなり、中の仕組みがまだ完全には固まってなくて、それがこれから次第に固まっていくのと、こちらで議論を進めていくのはどんなスケジュールで、どんな感じになるのか。今現有の資産がどうなっているかというところを資産評価なり、耐用年数なり、議論すべきところをまずは絞って、そこからスタートというイメージでよいか（小澤委員）。</p> <p>A 基本的にはまず開始貸借対照表をどうつくるのかというのが大きな課題。全体の枠組みは基本的には3月上旬に法案を出すので、そこで明らかになる。そこから先の部分は、また政省令、実際の運用、機構と会社の協定とかいろんなところで決まつてくる部分もあり、どのような会計になってくるのかということもイメージしながら、決めていきたいと思っている。その宿題を私どもに投げていただければ、またそれを宿題と思って勉強していく（日原室長）。</p>	【第1回】 (H16.1.29)
	4.機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(1)開始B/S作成のための資産評価方法としての時価	<p>(意見)合目的な会計基準との関係なのだが、企業会計はおおむね、資産を評価して、その金額を回収するんだというところに、回収して損益を計算する。それ以上の回収をすれば利益だという構造になっている。そうすると資産を再調達で評価するということと、負債を返済するということと必ずしも整合性がとれない。その辺、どのような理解をすればいいのか。資産の評価と、負債は負債で返済するということと、目的が2つあるのかどうか、ちょっと違うところに今回難しいところがあるのかなと思う。一方、国の資産を独立行政法人である機構に現物出資という一種の譲渡をするということで、それは時価でしないといけないことになる。出すほうも、もうほうも時価である。ただ負債は一定の金額を引き継ぐ。それを45年間で返せばいいんだということになっている。その辺がコストの測定という部分と借入金の返済というスキームと若干矛盾するものが2つの目的が出るのかなというような気がするので、その辺をイメージしてしっかり検討しなければいけないのかなと思っている（樫谷委員）。</p> <p>(上記意見に対する対応)その点について、まことにもっとだと思うので、次回以降、典型的なモデルも考えて、こんな姿になっていくであろうというようなことを事務局のほうにお願いしたいと思っている。（樫谷）先生がおっしゃったように、イメージを持って検討していきたい。ただ、前半の部分の（樫谷）先生が今おっしゃった資産評価についてはスケジュールの問題があるので、そこは少し分けて進めたいと思っている（黒川委員長）。</p> <p>(意見)独法会計基準というか、会計基準の前提と言ったほうがいいかもしないが、損益ニュートラルという、通常の経営をすれば、損益はゼロだと。努力したものはその分プラスになるという制度設計になっている。そうすると、コストと料金収入、つまり再調達価額によるコスト計算と料金収入、家賃収入、そういうところが必ずしも連携されないというのであれば、赤字になるか黒字になるか。特に黒川先生とこの前別のところでお話したときに、当初はすごく赤字になるというお話をあって、それはそなうかなというふうに私は思ったが、金利の影響すごい赤字になる。しばらくずっと赤字になって、それから大黒字になるという構造になっていて、その辺の損益、 국민に下手したら誤解を与える可能性がないわけではない。その辺の説明のことも意識して基準を決めておく必要があるのかなと思う（樫谷委員）。</p> <p>(上記意見に対する対応)もし仮に定額償却とか、一般的な会計基準であればということだと、当初赤字が出て、その後黒字になる可能性は高い。この問題は、今度きちんと事務局のほうに設例をつくってもらい、それから考えるということにさせていただきたいと思う（黒川委員長）。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	4. 機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(1)開始B/S作成のための資産評価方法としての時価	<p>(問題提起) 新経営組織の性格はそろそろ確認しておかない、資産評価も順次やっていかないと間に合わない。今まで1番（「(資料4の)6ページ 経営主体と国民の間に新たな経営資源の委託・受託関係が生じた」ということ）を所与あるいは前提として議論が進んでいることが多い。また独立行政法人も実質的に のスキームで再評価している。それから、9ページのもので昭和60年とか62年のころは、20年ぐらい前であるからその当時の会計基準、あるいは会計の考え方と今とは違っているので、一番参考になるとすれば、平成15年の日本郵政公社になると思うが、そこでは原則時価ということになっている。だから類似事例を見て時価でいいのではないかということもできるのだが、あえて、もう1回きちんと確認したいということで事務局としては出してきたと思う。今回の新しいスキームは、一体経営主体である国と国民等の間に新たな経営資源の委託・受託関係が生じたと認識するものだというところがポイントだと思う。それについて、再編の前後で事業の実態に変化はないという意見はあるか。というのは のほうをもう少し擁護すると、実際に持分関係を形式的に考えると、保有機構のほうは独法なので形式的に考えると国のものとなる。民営会社のほうも国交省と東京都とか公共団体も入っている。いずれにせよ、持分関係の形式的な面では継続しており、形式だけ見ると、持分の継続があるからということで、これまでやってきた会計の基礎というか、資産負債の評価を変える必要はないのではないかということについては会計理論上はあり得る話である。一応我々としてはそうではないのかどうかということを確認はしないといけないだろうと思う。前例とかではなくて、ここで、もう1回論理として 番なのかどうかを確認したい。我々の責任として決めなくてはいけない（黒川委員長）。</p> <p>(意見)それが一番気になっていて、(資料4の)6ページの で、今までの独法の流れからいうと、のような仕組みが多い。ところが、今回の保有機構の目的は、借金を返すというのが第1の目的で、終わったら解散するということになると、再調達価額で再評価をしてみて、どのような意味があるのかその辺がどうもよくわからない。それなら簿価が回収できているかどうかというような論理で十分、つまり借金の返済というのであれば、簿価が回収できているかどうかということで十分ではないかというふうに、合目的な観点からいうと十分ではないか。 は時価をベースにすると書いてあるので、これは法律ではなくて方針なのかわからないので、必ずしもこだわる必要はないのかもわからないが、実態から見ると、投資した金額を回収するという、つまり、それが借金の返済につながるという行為、これが今の保有機構の役割なのかなという気はする。</p> <p>を見ると、再投資をするということが書いてある。再投資をするということは、小澤委員がいったような意味で再調達もしていく（ことになる）。取り替えもしていくという論理になっていくと、確かに再投資して、再投資の金額を回収するという論理になる。ただ、再投資まで回収を求められているのかどうか。その辺も事実がよくイメージがついておらず、再投資して、再調達価額までの回収をする必要があるのかどうか。もし再投資をして、再調達価額でやるとしたら、当然、これからも何年かに1回再調達価額で見直しをして、そこを回収するという論理でないと、スタート段階で再調達だけでいいということには、理論的には、ならない（樋谷委員）。</p> <p>(意見) (上記の)樋谷先生の2番目の(の論点)については、要するにスタート時の評価をするというのと、それからその後継続的に、毎年再評価するというのは、会計の構造として違うものである。だから、スタート時というものを再評価したとしても、その後は取得原価会計のスキームの中での話と、毎期末の再評価というのは、取得原価会計のフレームではなくなるので異なる。新たな建設をしたならば、そのときにかかった支出が費用あるいは資産になり、これは取得原価会計の枠内ということでよろしい(と考える)（黒川委員長）。</p> <p>Q (上記の樋谷委員の1番目の論点である)スタート時の負債返済について民営化委員会といってよいが、そちらのほうの考え方というのは一体何であったのか。何を目指しているのか（黒川委員長）。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	4. 機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(1)開始B/S作成のための資産評価方法としての時価	<p>A 横谷先生があっしゃるとおり、機構の業務が借金の返済に特化しているから、そういう意味では財務諸表をつくっても、その資産価額がどういう意味を持つのかというは大きな論点であろうというふうに思っている。ただ、今回開始貸借対照表をつくるにあたり、借金の返済だから簿価でよいのではないかというふうに考えるとするならば、そもそも簿価について、現在公団でやっているような、既に使った金はすべて簿価にのせてくる、資産価額をどんどん膨らませるという形をとらないと、話は完結しないので、昨年6月にやったような民間企業並財務諸表という形で減価償却をし、いろいろな形で除却をし、というようなことをやっていると、借金をどれだけ返したかという概念からずれてしまうので、そういう意味では、そもそもまさに独立行政法人である機構の会計基準を今の公団の会計基準と同じような考え方でとられるかどうかということとかわってくるのかなというのが1点目である。</p> <p>もう1点は、現在道路として構成されているものが、今後、会社と機構の2つに分離するので、会社のほうについては、おそらく例えば料金所のようなものをとってみても、それについては取得原価を、現在の再調達価額をとって、それで更新費等も含めて、まさに投資価額の回収という概念を持ち込まないと成り立たないのではないかというふうに思っている。そうすると、同じ道路を評価するのに、一方は時価で、一方は簿価でいうことがいいのかなということについては異論があるかなと思っている。結論的なことをいうと申しわけないが、法律的には時価を基準としということを書くことにいたしてあるというようなことである（日原室長）。</p> <p>（意見）私の理解は、一応収入のほうは負債返済のためリース料という形で決まっていくから、そちらで決まってしまう。だから資産評価はこれとは独立して決まるんだろうと思う。それらを連動する必要はないのではないか。要するに資産評価は資産評価のほうの考え方でよろしいのではないか。</p> <p>そうすると、資産評価は、新しい経営資源の委託・受託関係が生じたかどうかというところの実態をどう考えるかというところにいくと思う。一応私の理解するところでは、例えば東名、名神のような古いところは非常に安い価格でつくられている。ところが、特にバブルのころの、建設費も高い、あるいは用地費も高いようなところは非常に高い金額になっている。そういう建設時によっていろいろなものがあるようなものをそのままの金額で引きずっていいのかどうかという点である。</p> <p>だから、ここで国民と機構等との間で新たな経営資源の委託・受託関係が生じた、要するに新たなスキームになったんだと。過去のものとは違った新たなスキームで、道路の運営について民間に任せてコストダウンをするとか、そういうことを国民は望んでいるんだとすれば、（資料4の6ページの）になるんだろうと、こういうふうに私としては理解している。しかし、ここは合議制であり、意見をいただきたい（黒川委員長）。</p> <p>（意見）単なる疑問であって、これでなければいけないということではない。というのは、45年で終わって、つまり土地も考えてゼロと考えるのか、どうなのかということである（横谷委員）。</p> <p>（意見）ある種将来のパフォーマンスに關係する損益構造をどんな形で会計的に扱うかということと、それからそれがもたらす財務報告の目的と、そしてこの期首のB / Sというのはリンクageするから、どういうふうに念頭に置くかによって、期首の話というのもどうしても影響を受けるんだと思う。</p> <p>ただ、ここでその影響の順番を少し整理して、純粹に経営組織の性格という意味で意見を申し上げるとすれば、所有関係等について、それほどの変化はない可能性があるかもしれないが、やはり組織ガバナンスとして、今回、下は独立行政法人、上は株式会社、上というのは私の場合には物理的に上をイメージしてしまうので、管理かつ所有関係にしても、今はそれほど変化はないかもしれないが、その変化を予定される一部の所有関係の予定があると。なおかつ経営組織として大きくガバナンスを変更すると。この2つの観点で考えると、必ずしも所有に実態が、連續性があるといって、（資料4の6ページの）番の資源の委託・受託に関して新しい関係が生じているというふうにも十分にガバナンスという観点では考えられるのではないかと。そういう意味で言えば、私は経営組織の性格としては、一番というのはとり得る考え方ではないかと思う（梶川委員）。</p> <p>（意見）私も（資料4の6ページの）でなければしかたがないかなというふうに思っている（横谷委員）。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	4. 機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(1)開始B/S作成のための資産評価方法としての時価	<p>(意見) 私自身は(資料4の6ページの) がいいか がいいか正直判断する能力をきちんと持っているとは思えないが、感覚として機構にとっての意味と会社にとっての意味が、これをどうするかでかなり違うような感じをしている。会社にとってのほうがよりインパクトが大きい、どうセッタするかインパクトが大きい問題なんだろう。だとすると、会社の45年間のパフォーマンスを上げてもらうのに、いいパフォーマンスを出してもらうにどちらがいいのかというのが一つの判断基準になり得るのかなという気がしている。最後は委員長に一任する(小澤委員)。</p> <p>(意見) フィーリングとして何となく(資料4の6ページの) 番のほうがいいように思う(横須賀委員)。</p> <p>Q この問題については、事務局として最終的にいつごろまでに決めればよいのか。帳簿価額だとすれば、資産評価のために棚卸しをする必要がないということにもなってしまうかもしない。道路公団みたいに取得原価と減価償却の情報がないというものに対して、ではどうやってそれを推定していくのかという別の議論をしてはいけない。これでいくんだということを決めるのは今日か。それとも次回か(黒川委員長)。</p> <p>A こういうことを申し上げると失礼なのかもしれないが、法律の中では、独立行政法人通則法だけでなく、今回の法律の中でも会社なり機構なりの資産価額をどう評価するかという規定を置いており、その中では時価を基準として評価委員が評価した価額というふうに一応書いている。そういう意味では国会へ提出するのが来週9日(H16.3.9)に提出するつもりでいるので、もしこれが間違いであるということであれば、今この場で言っていただければ、慌ててどうするかということになるかと思う(日原室長)。</p> <p>(意見) 私は、合目的からいうと、DCF法だと思う。ちょうど借金ゼロになるというのが合目的からいうと資産の価値である。それは1つの時価なわけである。ただ、それでいいのかどうかというのも、実は頭の整理ができていない。(資料4の6ページの) 番なんだけれども、 番の中で、時価としても、何をもって時価とするんだと。合目的からいうと、借金を返せば、45年後にゼロである。そうすると論理を追し進めるとDCFしかない。だから借金返せば終わりではなくて、コストの測定もあるということである。その辺をあわせて考えていただきたい(櫻谷委員)。</p> <p>(意見) 会計報告の目的をどうするかでいいと思う。コストの情報を提供するということも非常に大事なことがあるし、かつ借金の返済というのも両方大事なわけであるから。コストの情報となると再調達、もともと簿価がないわけであるから、何か推定しなければいけない。そういう意味では再調達というフレッシュスタートという考え方方は私は十分理解できるので、それについて何か言っているわけではない(櫻谷委員)。</p> <p>(まとめ) 一応我々としては、9日は今の原案どおり時価をもってということにする。どういうのがいいかということについては、いろいろ代替案を出しているわけで、それを踏まえて議論したい。DCFであるということになると、今やっている棚卸しは要らなくなる。だから、これも早めに決めないと、むだな労力をかけてしまうので。そうすると次回ぐらいには、開始貸借対照表の時価の中身を議論しないといけない(黒川委員長)。</p> <p>Q 会計理論的に言うと、DCFでやったとしても、再調達でやっても、開始時の取得原価とみなして原価情報になる。それと再調達原価とDCFでやった差額は会計理論上でいうと、のれん、あるいは負ののれんというところで吸収することはできる。また、1つ1つの道路資産が45年間幾ら稼ぐか確定していない。リース料をどうするか次第だが、それはフィックスしていない。だから45年先までの予測の数字もって1つ1つの資産価額にしてしまうということにはならないわけである。もし仮に総額としてDCFにしたとしても、再調達原価情報を、こういうフレッシュなスタートの機会だから、きちんと把握しておいて、その差額はのれんとして計上し、評価替えが将来必要であればやっていくという方法はある。そのほうが会計情報としては非常に信頼できる。そうすれば再調達原価の今棚卸しを、JHさんは今までの経緯からいってやっているということはむだにはならない。(櫻谷)先生のおっしゃったような観点を入れてもある。そこも踏まえて、次回決めなくてはいけないか(黒川委員長)。</p> <p>A ぜひ次回に決めていただきたいと思う(日原室長)。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	4. 機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(2)道路事業に係る償却資産の再調達原価の算定方法	<p>Q 再調達原価に補償費とか支払い金利をいれているが、どういうような把握の仕方をしていっているのか。現況有姿で評価を求めるのではないのか。ゴーイングコンサーンのいわゆる開始貸借対照表が行われた後の事業の運営に当たっては、補償費や支払い利息の問題はできるかもしれないけれども、開始貸借対照表の資産を評価するときに、どうして補償金とか支払い利息というのが飛び出してくるのか意味がよくわからない。補償費を払った時点の補償費にデフレーターをかけて出してくるのか、また金利はどういうふうな計算をして求めているのか（横須賀委員）。</p> <p>A 道路は10年間で大体完成するということで、1年目はこれくらい、2年目はこれくらいという投資パターンをつくり、それぞの投資の10年前の金利、9年前の金利などの積数を出している。現実に払った金利であり、補償費も同じである（日本道路公団）。</p>	【第1回】
		(3)道路事業に係る非償却資産（土地、地上権等）の再調達原価の算定方法	<p>Q スケジュール観を聞きたいが、不動産の鑑定は、（この検討会での）作業を早めに進めないと間に合わないということになる。そうするとどういうもので引き継ぐのかという議論を早めにしておかなければならぬといふうに理解してよいか（櫻谷委員）。</p> <p>A 不動産の関係については、各公団で既に不動産鑑定士、会社のほうに委託しており、機会を見て、またご報告をし、そのときにご議論いただければというふうに思っている（日原室長）。</p> <p>Q 鑑定評価の基準に従って評価する準備ができているというふうに理解しているが、それでよいか（横須賀委員）。</p> <p>A それで結構である（日原室長）。</p>	【第2回】
		(7)耐用年数	<p>Q 現有資産の耐用年数を評価するという意味で考えたとき、この耐用年数を評価する目的は何になるか（小澤委員）。</p> <p>A 実際に物理的に何年もつかという個々の資産について評価するという趣旨ではなく、開始貸借対照表をつくるときのスタートラインの資産評価をする上で、取得原価なり、再取得原価なり、減価償却額が幾らになるかということを決めるためのものという意味で考えていただければと思う（日原室長）。</p>	【第1回】
		(8)残存価額	<p>（意見）要するに土地まで償却、45年間しかないので、耐用年数が100年続いても45年でおしまいというふうに見るのが。いや、それはその段階での45年後の簿価でいいというふうに見ると。それによっても違うと思う。土地まで償却し、45年間でゼロにする。つまり、返せる資本金の金額にぴちっと合わせると。こういう論理からいくと、つまり赤字になる。土地まで償却するわけだから。多分、資本金の分だけマイナスになるのではないかと思う。借金の返済分しか家賃収入をもらわないで、赤字になるのではないかと思う。その辺はどういう理解をしたらいいのか。つまり、45年の姿、そこはあくまでも調達して、自然の流れで償却していくって簿価で残して、それは関係ないというのであれば、それはそれで正しいコスト測定をすればよいということになる（櫻谷委員）。</p> <p>（意見）その辺につき、そのうち事務局から資料を出してもらおうと思っているが、未償却残高、残存価額をどうするかという問題がある。45年無料開放になると、一般道路、あるいは一部は地方道になるわけで、そこで国民の財産という点からすると、そのときに評価額があることになる。だから、残価をゼロ評価して全部減価償却するかどうか。土地と償却資産の未償却残高、ここがやはり論点になってくると思う。全部ゼロにしてしまうかどうかはわからないから、赤字になるか黒字になるか、これはそれ次第だと思う。</p> <p>もし仮に民間並みということで第1案から考えると、土地は未償却とすれば、土地の金額はどのくらいになるかわからないが、ほんとうは45年先だから45年先まで見積もればいいのだけれども、それはわからないから、現時点ができる限りはそこまでだということで、それが残るとすれば、黒字になるかもしれない。要するに借金は全部ゼロになるから（黒川委員長）。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	4. 機構の開始貸借対照表における資産の評価方法	(9)補償費の取扱い	<p>Q 土地を近隣の価格で評価しているとすれば、その土地の評価というには既に補償費を含んだものになっているから、そこにまた補償費を入れたらダブることにはならないか（横須賀委員）。</p> <p>A 基本的な考え方として、現在は道路についてはいつきに取得するということはできないので、基本的に道路を取得する以上は、まず補償費についていえば山林なり原野なりを取得する。要するに、山林や原野を取得して、その上で道路のほうにかえていくということなので、取得原価の中に入していくと補償費については考えている。金利についても同じで、1度に今道路を買えるわけではないので、10年間かけて買うものをその中に入れしていくということで、横須賀先生のおっしゃっている現に土地の評価というものは道路の評価ではなくて、山林なり原野の評価になっているということではないかと思っている（日原室長）。</p> <p>Q 土地については金利は入れていないが、補償費は入れているのか（横須賀委員）。</p> <p>A （土地については）補償費は入れている（日本道路公団）。</p> <p>（第1回意見の修正）前回、自由市場を前提とした発言をしてしまったので、道路は公共財であるので自由市場はないわけで、そういう意味では積み上げ方式で評価するしかないのかなと思う。そういうことを踏まえると、補償費をどういうふうに算定するかはまた別の話だが、原則として、取得に必要な補償費は加算すべきであるというふうに訂正させていただきたいと思っている（横須賀委員）。</p>	【第1回】
		(10)建設中の金利の取扱い	<p>Q 金利は変化がないのか（横須賀委員）。</p> <p>A 変化した金利は、それを算出したものに修正して出している。なお土地については金利を算入しておらず、その年の費用で落としている（日本道路公団）。</p>	【第1回】
5.会社の開始貸借対照表における資産の評価方法	(3)関連事業に係る土地の再調達原価の算定方法		<p>Q サービスエリアとパーキングエリアと本線とは別な評価方法でとらえているというふうに考えてよいか（横須賀委員）。</p> <p>A 従来はそれを含めて、全体を道路という形になっていたが、民営化に伴い、サービスエリア等の自由な事業展開ができるようにという趣旨から、サービスエリアの部分は道路区域を外して、自由に使える土地という形になってくる。そうすると、いわゆる道路と同じように考えてよいのか、あるいは沿道のドライブインの土地と同じように考えるのかという問題が出てくるので、その辺が多分評価の中には勘案されていくのではないか（日原室長）。</p> <p>Q サービスエリアの職員は裏側の荷物搬入路から出入りしているとすると、これを独立して評価することになると、道路とはとらえ方が違ってくる。民営化すれば（外部の土地との）併合の可能性というのが出てくる。サービスエリアの背後によっては、土地の値段が極端に違ってくるということにならないか。そういうことは今の評価の中に織り込んでいるか（横須賀委員）。</p> <p>A そういった問題点等をいろいろお聞かせいただいて課題に反映させていただけたらと思っている。土地の評価そのものがまだスタートしたばかりという状況であり、具体的なものが出てるわけではない（日原室長）。</p> <p>Q サービスエリアなどは公法上の規制とか私法上の制約についてはどのような前提の上に不動産の評価が行われようとしているのか。例えば、道路法の延長線上にあるサービスエリアととらえるのか、自由なマーケットの中での価額としてとらえるのか。そういうた公法上の規制が分からないと、評価の前提が狂ってしまうと思うが、その辺はどうなっているか（横須賀委員）。</p> <p>A まだ勉強段階であって、当初は道路区域がかかった前提でどう評価するかということをやっていたと承知している。ただ、今の段階では道路区域は外れるということになるので、その場合どういうふうにやつたらいいかということ自身を原点に戻って今勉強している最中かなというふうに聞いている。基本的には道路公団をはじめ各公団で委託しているので、なるべく早い機会にこちらの場でその検討状況をご報告させていただければというふうに思っている（日原室長）。</p>	【第1回】 【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
開始B/S関係	7. 会社の開始貸借対照表における負債の評価方法	(2)引当金の評価方法	(意見) 負債の評価 も必要である。特に退職金の関係なんかもあるので、負債についての評価もやらないといけないのではないかと考えている（樋谷委員）。	【第2回】
機構関係	1. 機構の財務構造	(3)剰余が出る場合の取扱い	<p>Q 独立行政法人では、剰余金の取扱いが中期期間でちょっと特別な取扱いをする。45年間はゴーイング・コンサーンに一応なっているので、そういう意味でちょっと扱いを変えなきゃいけない部分が成り行きから出てくるのではないか（樋谷委員）。</p> <p>A 独法通則法によると、それぞれ剰余金が出た場合には、それを中期計画で使っていいことになっているが、今回の場合はひたすら借金返しに充てるということなので、通則法の規定は適用除外にしており、ひたすらとにかく借金を返せという規定にするつもりである（日原室長）。</p> <p>(意見) それからもう1つは、やはり赤字構造は常に起こるというのは、上物は別として、下物会社のインセンティブが全く働かないで、それについて会計的にどう考えれば、ニュートラルの考え方か、努力をすれば利益出るという構造ができるのか。その辺もあわせてお考えいただけたらいいのかなと思っている（樋谷委員）。</p> <p>(意見) 要するに再投資をすると、そこからスタートして、つまり再調達価額でスタートして、そして償却していく。つまり毎期毎期のコスト計算をしていく。そのコスト計算の結果と、いわゆる家賃、賃貸料収入はどういうふうな整合性がとれているのか。コストの発生と家賃収入は関係ないと。つまり、コストが100かかり、返済するなら、70でよいと。そうなると70、例えば家賃をもらえばいいわけで、ずっと赤字が30続いても、借金を返せる。その辺が、コストの測定という側面、正しいコストを測定して情報提供するという側面と、借金との、普通は投下資本の回収の中で賃貸料が決まるわけだが、どの程度結びついているのか。その辺がちょっとイメージがわかないで、そういう質問をしている。つまり、赤字でも平気なのか、あるいは大黒字でも平気なのか。必ずしも賃貸料と関係ないので、賃貸料はあくまでも借金の返済、かつその適切な一般管理活動は当然あると思うのだが（樋谷委員）。</p> <p>(意見) 管理会計の立場からは、この（資料4の）6ページの かかというのは判定がつかないと思う。これは財務会計の問題である。ただ、梶川先生のおっしゃった、そろばん用語でいえば、御破算で願いまして、新しい再スタートを切るんだという意味合いは非常に強いかと思っている。</p> <p>ややシンボリックな言い方をすれば、まず、6ページ目の かかというと、のほうがインパクトがあるのではないかという気はする。ただ、その後の問題で、毎年毎年の話、先ほど当初は赤字になるかもしれないというような話もあるとすると、これは難しい問題と思うが、通常企業の場合でも会計基準といった場合、やはり外部報告の目的が多い。ただ、その裏側で企業の場合は、経営計画があり、それに基づいて予算を組み、予算といつても公共ではなく、企業予算を組み、それで単年度計画をきっちり行っていくという運営スタイルがある。そのため、会計基準なのかどうかちょっと私も微妙なところであるが、ガバナンスという観点からすると、そういう仕組みも少し会計情報の利用という観点から入れておく必要があるのかなという気はする（長谷川委員）。</p>	【第2回】
2. 機構の会計基準		(1)適用すべき会計基準	<p>Q 機構は独立行政法人で、上物の会社は株式会社であるという事の成り行きで、当然機構については独立行政法人会計基準に従うが、そこに書いていないところとか、そこで特に問題があるところは、理由があるものは調整してもいいということになるんだろうなということは基本的な了解事項と考えてよろしいか。というのも、今まである基準に従うんじゃなくて仕組みに合目的な基準を作るのか、それとも、もう既に独法会計基準があるので、それをベースに考えるのかを最初に検討しておかないといけないのではないかと思う（樋谷委員）。</p> <p>A 基本の考えはおっしゃるとおりだと思う（日原室長）。</p> <p>(意見) 独法会計基準が想定している独法は、研究開発法人等があって、道路公団の資産を承継・管理する機構が独法基準の想定している独法にあうのかどうかというところも少し問題があるのではないかと思う。だから、必ずしも独法会計基準にすべて準拠する必要があるかどうか。あるいは道路公団のような移行法人がでてくることによって独法会計基準自体をもう一度改訂しなくてはいけないのかということになるかもしれない。だから、現行の会計基準をそのまま所与だということでそれを持ってくるということでなくともよろしいのではないか（黒川委員長）。</p>	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
機構関係	2. 機構の会計基準	(1)適用すべき会計基準	<p>Q 独法には中期目標期間があるが、同じような論理で保有機構にも行えるのか（櫻谷委員）。</p> <p>A 独法通則法に基づき、大臣から中期目標を示し、それに従って独法が中期計画をつくる形にするつもりである。目標期間としては3年から5年くらいと言われているが、機構に関して言えば、交通センサスが5年おきに出るので、5年単位でやるのが一番いいかなと考えている状況である（日原室長）。</p> <p>Q ここで会計基準を設定するという形で考えた場合、この設定された会計基準を当然メンテナンスする必要も将来的に出てくると思うが、いわゆる会計基準には設定主体があって、そこがメンテナンスしていく形になると思う。そのあたりをどういう前提で考えたらよいのか。これは本則の独法会計基準があり、企業会計原則がありということであれば、一たんモディファイするところだけをここで決めて、あとはすべてそちらのほうで後の議論に委ねるというふうに考えるのか。多分、今後の議論の中で後にゆだねるという部分も出てくる可能性もあると思うので、その設定主体の考え方について話を聞きたい（梶川委員）。</p> <p>A ベースは独法会計基準なり企業会計基準だろうと。まだ結論を先に急いでいけないかもしれないと思っているが、基本的に細かいところは省令でつくることになるので、ここでご審議いただいたものをベースに省令を作成して基準をつくると。また省令自身が実態に合わなくなってくれれば、また国土交通省で委員会をつくり、省令の改正を行なうというようなことになるんじゃないかなというふうに、想像ではあるが思っている（日原室長）。</p>	【第2回】

「会社関係/2. 会社の会計基準/(1)適用すべき会計基準」と同時記載

【第1回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
機構関係	2. 機構の会計基準	(2)区分経理	<p>Q 債務の地域エリア別管理というような形で、旧来の組織を引き継いだ形の区分経理というのは、当然、下の機構部分で区別管理が行われるのではないかと思うが、そういう形で区分経理した場合、資産と負債のバランスが地域によっては、例えば負債の方が多くなるというようなことがもしありえた場合、それがまず可能なのか。また可能な場合、どんな表現方法があるかという財務会計上の表現についても少し検討が必要なのではないか。さらに言えば、資産の回収計算というフローにつながるリース料の設定の方法論であったり、将来の損益構造に対するアプローチというようなものも、視野に入れざるを得ないんじゃないかなと。そこまで入ると、その評価をどういうふうに見るかという財務損益情報が何を表現するかということにも独法会計上もリンクageしてつながってくるということだと思う。大前提は、資産と今の負債は、当然、従来の歴史的経緯をリンクageした形で区分経理をするということでよろしいか。負債をアロケーションするようなことはしないということでよいか（梶川委員）。</p> <p>A 4公団由来の部分は4公団の従来のものを引き継ぐ形で区分経理を行うという形になる。道路公団系の3社の債務は基本的には機構が一体的に管理となっており、基本としては区分経理はしない。ただし、独立行政法人の通則法に基づく中期目標の中で、それぞれの会社がその料金収入の中はどういうふうに債務を返していくかというあたりの目標、あるいはその返済状況を、言ってみれば厳密な意味での区分経理とは違う形で目標管理的な意味において明示していこうということを考えている。したがって、区分経理という概念でいけば、JH系については1本で管理されるということになる（日原室長）。</p>	【第2回】
	3. 機構と会社の協定に係る会計処理	(1)道路資産の建設及び移管に係る会計処理	<p>Q 貸付料を決めるときに、利潤を含まない理論的な費用を計算しなければならないが、それはこの検討会では検討する必要はないということか（樺谷委員）。</p> <p>A 費用が適正かどうかという議論はこここの検討の課題ではないが、例えば土地についての金利は資産として見ないということであれば、土地についての金利は会社の費用として計上していかなければならないので、費用として会社に計上していくというふうに考えていくのか、あるいは資産のほうに計上しておいて、リース料の形で支払っていくのか。結局、払う額は変わらないと思うが、取替資産であれば毎期の費用で落としていくか、減価償却としたほうがいいのか、リース料としたほうがよいのかなど、どういうふうに落としていくのかというあたりは、この検討会でぜひご議論いただきたいと思っている（日原室長）。</p> <p>Q 新規資産をつくるときに請け負った会社から保有機構のほうに移すとき、貸借対照表上の資産と負債がバランスしていかなければならないという制約は我々には課されていないことでよい。例えば金利をどうするかという土地部分、これについてそういう資産と負債はバランスしていかなければならないことになると、負債は総額対価として払った金額で、全部対価として払った金額が資産の取得原価になってしまい、そこが制約されてしまう。それがバランスしていないことであれば、調達してくるときは負債だったものが、金利部分だけは保有機構の費用に落としてもよい。初めから移管されたときの資産と負債を必ずバランスということになると、今言ったような処理はリジェクトされてしまう。それは何も決まってないことでよいか（黒川委員長）。</p> <p>A それは決めていない。全体としてどういうふうに費用化するとか、処理するとか、全体としてどういう形で処理したらよいのかという最も適切なものを決めていただければと思っている（日原室長）。</p>	【第1回】
		(2)道路修繕に係る会計処理	(意見) 今回の機構だと、負債を返済するのが第1の目的になるので、資産の評価をどう考えるかというと、非常に難しい部分があると思っている。ただ、現実問題として、管理している資産をこれからお守りしていくために費用がどんどん出て行く部分があつて、特に大規模な構造物について更新が必要となると、また大変なお金が必要になってくる。そういう意味で私自身は、物理的に今お守りしている資産がどういう状態にあって、これからどれだけ費用が出て行く可能性があるのかという部分については、これから確実に費用として発生する項目に関係する話なので、できるだけ早くきちんと押さえておいていただくのが大事だと思っている。定期的に更新をしてきたものについては、過去の経験がそのまま生かされると思うが、特に橋梁とか、そもそもこれまでの手当ての仕方は、更新することをあまり念頭におかないで維持管理が行われてきたと思う。財務省令上、耐用年数は決めているが、物理的耐用年数をそもそも何年と考えているかといういのうは、構造物により違う話でありし、万が一45年の間に更新が必要になったら、これは大変なことになる。だから、その辺をどうとらえておくかは、今後の貸付料をどう設定するか、あるいは費用をどう考えるか、仕分けをどうするかというところにも影響してくるのではないかと言う意味で考えていたければということである（小澤委員）。	【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
機構関係	3. 機構と会社の協定に係る会計処理	(2)道路修繕に係る会計処理	<p>Q 橋など、少なくとも45年は今あるものは全部大丈夫なんだろうと思うが、途中で橋1本架け替えるとか、あるいはトンネルもちょっと危ないので別のところにもう1本つくるとか、そういうことはあるかもしれない。そうすると、これは新規資産になるのか。あるいは、首都高速で橋梁を今補強しているが、もしかしたらそれでは十分ではなくて大規模に何キロにもわたってつくり直すとか、そういうのは新規資産になるのか、修繕なのか。それが会社の話なのか、機構の話なのか。今の段階で何か決まっているのか（黒川委員長）。</p> <p>A 決まっているかと言われると決まっていないが、1つのやり方としては、会社が機構に将来、通常の新規建設の場合と同じように、資産と債務を引き受けてもらうという協定の上で、会社でそういう修繕を行うということもあり得ると思う。ただ、実際上、それをやるとなると相当な大きな費用負担になってくるので、現実には恐らく本来の道路管理者と会社との間でどういうように役割分担をするかということを決めた上で、それに応じて今言ったような仕組みも含めて対応されるのではないかというふうに思っている（日原室長）。</p> <p>Q 橋の取り替えもあるが、中央高速などでこんなトンネルからこんなトンネルにかわった。ああいうものは、既に計画に織り込まれていると考えてよいのか。あれは再調達している。機能が劣化したので新しくつくり直しているのか何かで、その資本の回収ということも起こりうると思うが、バイパスをつくるみたいな、今のものが古くなったのでつくり直すというようなことについては、既に決まっていると考えたらいいのか。それともそれも意識して再調達管理をしていかなければならないのか（桜谷委員）。</p> <p>A 詳しいことはわからないが、改良費の中に含まれているものもあると思うし、場合によっては、その時にあってみると計画外のものが出でてくる可能性もあるのではないかというふうに思う（日原室長）。</p>	【第2回】
		(3)道路資産の賃付・運営取引に対するリース会計の適用	<p>Q 今の問題については、きちんとまだ決まっていないし、それから閣議決定というところでも議論になっていないというふうに理解してよいか（黒川委員長）。</p> <p>A そういう細かいところまで確認したらそうであるが、実際上は、ある程度は計画上に入っているし、計画を超えたものをどうするかというものについては入っていないというお答えにしかならない。どこまでは計画に入っているかというのは、今この場ではわからない（日原室長）。</p> <p>Q 45年がアッパーということで、償還に充て得る見込みが少し違っていたら、随時リース料を修正しながら、ともかく45年におさめるようにということ想定するのか（黒川委員長）。</p> <p>A 基本はそうなろうかと思うが、首都高速、阪神高速については、例えば国、地方と会社との間でつくり方のスキームをえるとか、要するに費用負担の割合を少しえるとか、そういったことも含めて45年で閉じるようにということをしている。なお、本州四国連絡橋公団は、巨額の資本金をもっているので、厳密に言うと45年では返し切らないことになるので、それについての債務処理は今後の課題として残ることになる（日原室長）。</p>	【第1回】
4. その他		(1)地方公共団体からの出資の取扱い	<p>Q 保有機構は国だけではなくて、地方公共団体も出資するという形になるのか（桜谷委員）。</p> <p>A 高速国道については基本的に國のもので、國だけが関与していて、出資等も國が行っていたという実態がある。これに対して首都高速道路、阪神高速道路については、基本的に都道、府道などであるため、國と地方が2分の1ずつそれぞれ出資するという形を行っている。ただ、本州四国連絡橋については、國と地方が2対1で出資するという形で行っている。今の公団に対する出資は、別に公団に関する経営権を確保するという意味ではなく、調達金利の引き下げという意味合いにおいて出資が行われている。したがって新しい機構に移った後も、同じような意味での出資はあり得るだろうと思っている。その場合に、出資したものが今度会社のほうとの関係をどうするかというのは、今まだ議論している最中で、会計面でももう1つテーマが増えるということになる（日原室長）。</p>	

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
機構関係	機構の解散時の会計処理等	-	<p>Q 機構がもし終わって解散するとなったら、出資の割合で分配するのか（樺谷委員）。</p> <p>A 資金調達コストを下げるという趣旨での出資になっており、言ってみれば、無期限の無利子貸し付けと同じような意味合いであり、返済するといっている債務の中には、出資金を含むという扱いを考えている。したがって、45年後に機構が解散する際には、出資金もすべて出資者の手元に戻るという形になっている。道路資産は、それぞれ各法律に基づいて道路管理者が決められており、道路公団、本四公団の持っているものは国のもになり、首都高速、阪神高速の持っているものは都、府、市という形で、ばらばらになる（日原室長）。</p>	【第1回】
		-	<p>Q 出資を返すというのはどういう意味なのか。資本金ならば残余財産の分配があり、無利子借入ならば借入金で返済しなければならない。出資なのか、借入金なのか説明してもらいたい（樺谷委員）。</p> <p>A 正しくは出資金で、残余財産のときに道路資産プラス出資見合いのキャッシュがないといけないということかなと思う。手続上は最初のうちは債務を返していく、途中ですべての有利子債務を返し終わった段階で、出資金だけが残る形になってくると思う。出資金と道路資産だけが残った段階でさらに料金徴収が続き、入ってきた料金をもとに減資して、出資資本金の額を減らしていくという形の手続になるのではないかと考えている。料金徴収を続ける都度、資本金を減額していく、ちょっといびつではあるが、最後には道路資産だけが残って、貸方がゼロとなる（日原室長）。</p> <p>(第1回発言の修正) 資本金の機構解散時の処理の問題で、その後いろいろ議論した中で、出資金が債務に入るのはどう考えてもおかしいという法制的な議論があった。現在では、最後の解散の日までに資本金に相当する額を残余財産とすることとし、結局、残余財産をみんなで解散時に分けるという形で処理することになった（日原室長）。</p>	【第2回】
		-	<p>Q 巨大な資本金になれば、借金を完済しても機構は45年で終わらない可能性があるのではないか。借金はゼロになったが、まだ巨大な資本金があるから、それを返すのに時間がかかるということか（樺谷委員）。</p> <p>A 可能性としてはあるが、その場合にはいずれにせよ機構を解散するので、解散するときにどのように処理するかという問題は残る（日原室長）。</p>	【第1回】
		-	<p>Q 機構の存続期間は45年が前提にあって、45年たてば債務が返済されなくても解散ということではないのか。債務が返済されれば解散なのか。債務が45年たって残っていた場合には、機構はどうなることを前提にこの会計等を話し合ったらいのか（梶川委員）。</p>	
		-	<p>A 45年がアッパーであり、45年までに債務を返していないという時点は基本的にはあまり想定していない。そうであればそのとき何らかの処理しなければいけないということで、その上限という期間になっている。業務としては、すべての債務を償還し終わった段階で貸付業務は終わるので、その段階で解散の議論は出てくると思う（日原室長）。</p>	
		-	<p>Q 資料1にある償還期間50年を上限としてコスト引き下げ効果などを反映させることとの関係はないのか（黒川委員長）。</p> <p>A 整理合理化計画で50年が上限となっていたが、その後の議論の中で、45年後で解散というふうになり、民営化から45年後には債務を完済という表現になっている。5年間縮めたということになろうかと思う（日原室長）。</p>	

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
会社関係	1.会社の財務構造	(1)通行料金の設定	<p>Q 料金設定に当たって利潤は含めないということがあるが、この利潤という意味はどういう意味で考えたらよいのか。株式会社の道路事業に関しては利益は出さず、保有機構においても損益計算上利益が出ないというふうに制限がかかってしまうのか。そういう制限がかかるとすれば、例えば減価償却方法等損益計算上のものとキャッシュフローとを合わせるように初めから条件が設定されてしまうことになると思うが、利益という意味はどういうふうに定義づけられた言葉と考えたらよいのか（梶川委員）。</p> <p>A もっと一般的な意味で、通常の公益事業の認可基準であると、能率的な経営に基づく適正原価に適正な利潤をのせて認可するというような規定があるが、そういうたぐいの意味での適正な利潤というものは入れないというのが基本の趣旨であるので、機構において会計経理をやったときに、結果的に減価償却、利益が出たり損失が出たりということをこの段階で否定しているという意味ではない（日原室長）。</p> <p>Q ほんとうに利益を常にゼロにするということは、それを賃借料で調整することを意味しているのか。努力をすれば当然コストダウンになるわけで、そのときにそれは道路事業の利益で上がる。それは例えば配当でもらう意味なのか、その辺がもう1つ理解できない。全く利益を認めないとすることは、広い意味でのファミリー企業をつくって、利益を吹っ飛ばしたほうがいいわけである。そういう意味では、子会社にするかどうかは別として、きちんとした会社をつくって、きちんと利益が出るような仕組みにしないと、ほんとうの意味でのコストダウンにならないと思うのだが、その辺はどうなのかな。子会社をつくること自体は認められていることでよいか（樋谷委員）。</p> <p>A 決算ベースにおいて利益も損失も出ないということをイメージしているわけではない。貸付料そのものを決算ベースで事後修正をかけることになると、貸付料の定義に降りかかり、それが損金として認められるとか、単なる利益調整ではないかとみなされる可能性があるので、そういうことを考えているわけではない。利潤が全くなければ経営改善が進まないのではないかという点については政府与党申し合せの中でも有料道路事業の経営効率化のためのインセンティブのあり方を検討するとなっており、その具体的な中身が決まっておらず、何らかのインセンティブを認めていく必要があるだろうと認識している。この辺の中身がまだ決まっていないので、決まり次第報告させていただきたいと思っている（日原室長）。</p> <p>（意見）必ずしも利潤を出す必要はないかもしれないが、やはりコストダウンをしていくというのは非常に重要なことだと思う。コストダウンの結果が表れるような何らかの指標がないと、やはりインセンティブが働かないということはありうるとは思う。コストダウンの結果が表れるような損益計算書の形というのも少し念頭に置く必要があるのではないか（長谷川委員）。</p>	【第1回】
		(2)会計の整理	<p>Q 有料道路事業というのは、会社のほうは道路の管理運営と建設の請負の部分と、他の事業と分れるしたら、建設の部分も有料道路事業に入っていると考えてよいか。そうすると、（会社の行う有料道路事業は、）管理運営と用地等の取得と建設と、こういうふうな理解でよろしいということか（樋谷委員）。</p> <p>A そういう理解でよろしいということである（黒川委員長）。</p>	【第2回】
2.会社の会計基準	(1)適用すべき会計基準		<p>Q 当委員会（検討会）に対する付託（について）であるが、例えば、東日本高速道路株式会社としての会計全体を考える必要が我々に付託されているのか。あるいはその中を分別して、保有機構が管理していく、その料金に関連する事業について我々は考えるのか（黒川委員長）。</p> <p>A この委員会では道路事業会計規則をつくりていただく前段だと思っており、それ以外のサービスエリアのほうは一般の企業会計でやっていただくというふうに考えている（日原室長）。</p>	【第1回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
会社関係	2.会社の会計基準	(1)適用すべき会計基準	<p>Q (会社は株式会社であるので、)商法なり、証券取引法が該当するのかわからないが、証券取引法などの規定に従うということになるんだということは基本的な了解事項と考えてよろしいか。というのも、株式会社で区分経理という、勘定区分という考え方方は通常は考えられないで、その辺、一体論理をどうすればよいのか。今まである基準に従うのではなくて、仕組みに合目的な基準をつくるのか。それとも、既に株式会社についての企業会計の基準があって、それをベースに考えるのかを最初に検討しておかないといけないと思う(樫谷委員)。</p> <p>A 基本の考えはおっしゃるとおりだと思うが、会社の区分経理の部分だけちょっと補足すると、公益事業をやっているものは、電気事業であれ、鉄道事業であれ、それぞれ、表現上は本来事業とその他の事業とを区分しなければならない、会計の整理にあたってはという表現で書かれているものであって、それと同じというふうにご理解いただければと思う(日原室長)。</p> <p>Q ここで会計基準を設定するという形で考えた場合、この設定された会計基準を当然メンテナンスする必要も将来的に出てくると思うが、いわゆる会計基準には設定主体があって、そこがメンテナンスしていくという形になると思う。そのあたりをどういう前提で考えたらよいのか。これは本則の独法会計基準があり、企業会計原則がありということであれば、一たんモディファイするところだけをここで決めて、あとはすべてそちらのほうで後の議論に委ねるというふうに考えるのか。多分、今後の議論の中で後にゆだねるという部分も出てくる可能性もあると思うので、その設定主体の考え方について話を聞きたい(梶川委員)。</p> <p>A ベースは独法会計基準なり企業会計基準だろうと。まだ結論を先に急いでいけないかもしれないと思っているが、基本的に細かいところは省令でつくることになるので、ここでご審議いただいたものをベースに省令を作成して基準をつくると。また省令自身が実態に合わなくなってくれば、また国土交通省で委員会をつくり、省令の改正を行なうというようなことになるんじゃないかなというふうに、想像ではあるが思っている(日原室長)。</p> <p>(意見)現行の企業会計のほうも日々変わっており、ある程度先の方をにらみながら考えていく必要があるのでないかと思っている(黒川委員長)。</p>	【第2回】
		(2)勘定区分	<p>Q 道路事業に関連しては公共用資産であるからということで利益を出してはいけなく、インセンティブを与えるためにパーキングエリアとかサービスエリア、特にサービスエリアの中のサービス、そういうものについてはどんどん民間の発想を取り入れてもうけるということだろうと思う。そうすると、東日本高速道路株式会社の中に2つの事業があって、そこから稼いでくるもとはきちんと分別管理される。きちんと公的機関が管理する部分と、民間で自由にやってくださいということが厳然とあって、しかもそこにまた大きな壁があるというふうな理解でよい(黒川委員長)。</p> <p>A 鉄道事業においても、鉄道事業については鉄道事業会計、その他のものについては一般の企業会計に基づいており、また認可料金においても鉄道事業会計の中で適正な原価に適正な利潤を上乗せするというコスト主義といった形で料金認可がおこなわれているので、そういう意味はあるのだろうと思っている。ただ、全く金の出入りがないかと言われると、そこまで高い壁を立ててしまうと実際はどうなるのかという点があるが、料金の認可、貸付料の算定とかの中では、そういうものは適切にわかるようにきっちりと管理する必要があるというふうに思っている(日原室長)。</p> <p>(意見)独立行政法人でも区分経理とか勘定区分というのは出てくるが、多分、同じ言葉を使っても大分意味が違うのではないかと思う。そういう意味で、株式会社の論理の中の区分経理というか、セグメントというか、あるいは資金管理というか、そういう意味であれば、問題はないと思う(樫谷委員)。</p> <p>(資料の訂正)本四について、さらに鉄道事業について別途、勘定区分を設けると書いているが、検討の過程でこの部分はなくなり、会社のほうは本四関係の鉄道は受託業務だけなので、あえて勘定区分を設ける必要はないという考えに立っている。ただ、機構のほうで道路事業と鉄道事業は区分経理をするという考えに今立っている(日原室長)。</p>	「機構関係/2. 機構の会計基準/(1)適用すべき会計基準」と同時記載 【第1回】 【第2回】

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
会社関係	2.会社の会計基準	(2)勘定区分	<p>Q 会計というより事実関係の問題だと思うが、(勘定間の)資金移動を禁止する等、あまり会社の中では考えられないと思うが、こういうことを検討の題材にしていいのか。そういう事実関係に近い、法律的関係というか、その辺を確認させていただきたい(梶川委員)。</p> <p>A どちらかというと、こんなことをする必要がないなと思いながら(検討会資料に)書いている部分であつて、正確に言うと、法律上も機構は区分経理ということで勘定を設けよと明確に書いてあり、会社は会計を整理するにあたって区分しろというふうになっているので、法律上もその意味では書き分けになっているのかなというふうに思っている(日原室長)。</p> <p>Q 今の有料道路事業の中に道路用地を取得して建設をするという事業と、それから有料道路の管理運営とあるが、株式会社であるからいろいろな行動ができる。例えば、通常の道路、普通の無料の道路であるが、それを受け取って建設してということも可能だと思う。要するに能力さえあればできるわけである。そういうようなことも想定をしていると考えてよいか(樺谷委員)。</p> <p>A そういう事業を行うことも可能だが、その事業についてはその他事業というか、有料道路事業の外側であるというふうに理解している(日原室長)。</p>	
会社への出資の形態 等	-	-	<p>Q 会社は機構の100%子会社になるのか、それとも国から直接出資された形になるのか(樺谷委員)。</p> <p>A 形としては国の出資会社、あるいは国と地方公共団体の出資会社という形を想定している。機構は株式を保有しないという形を考えている(日原室長)。</p>	【第1回】
会社の事業と上場 等	-	-	<p>Q 国を親とすると、機構と会社は兄弟会社だというふうに理解しよいか(樺谷委員)。</p> <p>A 対等というところは、そういうことだと思っている(日原室長)。</p>	【第1回】
	-	-	<p>Q 道路を無料開放しても会社は当然存続し、無料の道路のサービスエリアと道路の管理を運営していく会社の事業内容の将来的変遷について、どういうイメージがあるのかをお聞きしたい。そのケースで、ここで上場を目指すという流れの中で、事業内容の変遷についてどういった形で考え、上場等収益源泉についてどういう整理が行われるのかお聞きしたい(梶川委員)。</p> <p>A サービスエリア等については有料道路のサービスエリアではなくて、無料道路のサービスエリアとして展開していく。関連の情報提供サービスとか、いろいろな形の新規事業が考えられるのでそういうものは展開していくことになると思う。道路管理については、どうなるかはっきりしないが、現段階においても道路の部分から利潤を認めない形になっているので、インセンティブの議論はあるが、それを除外すれば利益はないということであるため、配当原資としては基本的にサービスエリア等になる。その部分が45年後に仮になくなつたとしても、その部分は上場には影響しないというふうに思っている(日原室長)。</p>	
	-	-	<p>Q (会社について)JRのように閣議決定して、株式放出を決定しているが、そのような形は今回は当初はとらないということなのか(樺谷委員)。</p> <p>A 上場を目指すというふうに書いてあるが、それは経営状態を見ながら、あるいは投資家なりのご意見も聞きながら、徐々に考えていくことかなと思っている(日原室長)。</p>	

検討課題	項目	細目	検討状況等	備考
ディスクロージャー関係	1. ディスクロージャーの基本方針	-	<p>Q いわゆる民営会社のファミリー企業の扱いについて、民間並みという以上は、日本の会計基準でも主たる会計情報になっている連結会計をベースに利益が出ているか、出でないかということを考えるという理解でよいのか（黒川委員長）。</p> <p>A 基本的にあっしゃるとおりだと思っている。これに付言すると、現在の公団のファミリー企業は公団に出資規制がかかっており、出資がゼロで、人的、取引的関係のもとに実質的支配力を及ぼしているということで、子会社、関連会社を形成しており、一般常識でいうと相当程度不自然な関係になっているので、それが民営化されたときに完全に子会社から外れていくのか、あるいは資本関係が入っていくのか、資本関係が入っていくといつても、既存の株主があり、その移行過程において今と同じような考えでいくのかというあたりは、この検討会でも課題で取り組んでいただければありがたい。課題かどうかわからないが、その辺はまた1つの課題だろうとうふうに思っている（日原室長）。</p>	【第1回】
		-	<p>Q ファミリー企業がどちらにつくのかによっても、我々は国民に対してどこまで実態を明らかにするかということで注目しなければならないものもあるかもしれない。東日本高速道路株式会社の中の道路事業の勘定だけでは済むかということについては国民党から見て、ほんとうに民間だからよいということでよいのかどうか。仮に東日本高速道路株式会社は民間企業だといっても、この出資関係がどうなるか。要するに100%どこが持つかによるが、財務諸表等の会計データが当分の間公開されていない会社であるから、どのように国民は知ることができるのか。そのデータはどういうようなルートをもって国民は見られるのか、あるいは見られないのか（黒川委員長）。</p> <p>A 基本的に特殊会社の場合には財務諸表データは主管大臣に届け出義務が課されており、主管大臣までは届くが、必ずしもディスクロージャーが義務づけられているというわけではないようなので、その辺は今後よく勉強していきたいと思っている（日原室長）。</p>	【第2回】
	2. ディスクロージャーの対象範囲	(2)会社	<p>Q 民営化推進委員会の意見では、SA、PAの業務は子会社方式にするようなことが書いてあったが、子会社方式でやって、道路事業とかSA、PA等を別会社にして（開示を）明瞭にするのか（櫻谷委員）。</p> <p>A そこは（現状においては）わからない（日本道路公団）。</p>	【第1回】